

国税スマホアプリ納付

3月15日は確定申告の申告期限となります。振替納税を利用されている方は今年は4月24日(月)に口座振替(消費税は4月27日)となりますが、それ以外の場合には、申告期限と同じ3月15日までに納税を行う必要があります。最近は銀行窓口が大変混み合っておりますので、納付書で納税をされている方は、この機会に他の納税方法をご検討してみてもはいかがでしょうか。

【国税の納付方法】

納付方法	特徴
振替納税	口座振替依頼書を提出することで口座引き落としにより納税。法人不可、個人のみ。
現金納付	金融機関又は所管税務署の窓口で納付書にて納税。
ダイレクト納付	事前登録の上、e-Ttaxにて納税。法人税、源泉所得税等で利用している方が多い。
インターネットバンキング	電子申告後に必要情報を取得することで、インターネットバンキングやATMで納税。銀行窓口が閉まってもシステム稼働時間内であれば納税可能。
クレジットカード納付	国税クレジットカードお支払いサイトにて納税。クレジットカードのポイントはつくが、決済手数料が別途かかる。
コンビニ納付	電子申告後にQRコードを作成し、コンビニで納税。納付できる金額は30万円以下。
スマホアプリ納付 (NEW)	令和4年12月1日から利用開始。 事前手続不要で全ての税目で利用可能。 国税スマートフォン決済専用サイトでPay払いを選択。 納付できる金額は30万円以下。

6つのPay払い(OCペイ)から
納付手続きが行えます!



歯科会計®

相続時精算課税制度の注意点

前回 2500 万円まで非課税で贈与できる相続時精算課税制度の改正内容について解説しました。今回は相続時精算課税制度を利用する場合の注意点や有利な状況について解説します。

<制度利用における注意点>

- 制度利用する場合は原則贈与した年度は毎回確定申告が必要
→申告初年度は選択届出書や戸籍謄本等の書類も必要です。令和 6 年以降は 110 万円以下の場合には申告不要になる見込です。
- 一度精算課税制度を採用すると暦年贈与に戻すことはできない
→相手ごとに暦年贈与を選択するか精算課税贈与を選択するかを選ぶことは可能です。
- 評価が将来低くなる財産だと不利に
→贈与時の評価額で将来の相続財産に加算されるため、評価が下がる可能性のある財産は当該制度での贈与には向きません。
- 小規模宅地の特例が使えなくなる
→精算課税制度を利用して土地を贈与した場合には、当該土地に対して相続時に小規模宅地等の特例を適用することはできなくなります。
- 不動産を生前贈与すると登録免許税・不動産取得税の負担が増える
- 相続税の物納にはあてられない

<有利な状況>

- 基礎控除（3000 万+600 万×法定相続人数）の範囲内の財産を所有している者が、生前に多額の贈与を行いたい場合、相続時精算課税制度を利用すると実質無税で財産移転が可能です。
- 将来値上がりが確実な財産を生前に贈与したい場合は有利になる可能性があります。
- 収益性のある財産であれば毎年の収益部分を移転することが可能です。ただし、贈与財産の評価額の下落可能性には注意が必要です。
- 贈与時に評価が下がっている場合
→不動産や株式や外貨など一時的に評価が下がっているようなものを精算課税制度を利用して贈与するとメリットがでる可能性があります。さらに値下がりする可能性には注意です。
- 相続時に争いが起きないように生前に確実に財産が引き継げる
→特定の財産を特定の相続人に引き継ぎたいという場合には、精算課税制度を利用して生前に財産を贈与しておくことで、将来の相続争いも回避することが可能です。
- 基礎控除 110 万円以内の贈与
→令和 6 年 1 月 1 日以降に相続時精算課税制度を利用する場合は 110 万円の基礎控除枠が新設され、かつ、相続時の生前贈与の加算対象外になる見込みですので、毎年少額の贈与を予定されているかたには有利になりそうです。